

○鯖江・丹生消防組合消防吏員の服制に関する規則

昭和44年11月25日

規則第11号

第1条 鯖江・丹生消防組合消防吏員の服制は、消防吏員服制準則(昭和42年2月3日消防庁告示第1号)による。ただし、消防長が特に必要と認めたときは、この規則により規定された服制の内容を一部変更することができる。

第2条 その他必要な事項については、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。